

JIS

電子機器用可変抵抗器—
第4部：ブランク個別規格：
単回転電力形可変抵抗器
評価水準 E

JIS C 5260-4-1 : 2000

(EIAJ)

(2005 確認)

平成 12 年 9 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電子機械工業会(EIAJ)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権(平成5年12月31日以前に出願された出願公開後の実用新案登録出願を含む。)又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。

通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 5260-4-1には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) JISと対応する国際規格の対比表

部編成規格 この規格の部編成規格は、次による。

JIS C 5260群 電子機器用可変抵抗器

JIS C 5260-1 第1部：品目別通則

JIS C 5260-2 第2部：品種別通則：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器

JIS C 5260-2-1 第2部：ブランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-2-2 第2部：ブランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準F

JIS C 5260-3 第3部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器

JIS C 5260-3-1 第3部：ブランク個別規格：回転形精密級可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-4 第4部：品種別通則：単回転電力形可変抵抗器

JIS C 5260-4-1 第4部：ブランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-4-2 第4部：ブランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準F

JIS C 5260-5 第5部：品種別通則：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器

JIS C 5260-5-1 第5部：ブランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-5-2 第5部：ブランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準F

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 12. 9. 20

官 報 公 示：平成 12. 9. 20

原 案 作 成 者：社団法人日本電子機械工業会(☎ 100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2-2 東京商工会議所ビル5階 TEL 03-3213-1075)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電子部会(部会長 鳳 紘一郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 [☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)]にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
ブランク個別規格	1
個別規格の識別	1
可変抵抗器の識別	1
第1章 一般事項	
1. 一般事項	2
1.0 適用範囲	2
1.1 推奨する取付方法(挿入用)	2
1.2 寸法	2
1.3 定格及び特性	2
1.3.1 負荷軽減	3
1.4 引用規格	3
1.5 表示	4
1.6 発注情報	4
1.7 出荷対象ロットの成績証明書	4
1.8 追加事項	4
1.9 品目別通則及び/又は品種別通則への追加, 又はより厳しい要求事項	4
第2章 検査要求事項	
2. 検査及び要求事項	4
2.1 手順	4
附属書(参考) JISと対応する国際規格との対比表	11
解説	12

白
紙

電子機器用可変抵抗器— C 5260-4-1 : 2000
第4部：ブランク個別規格：
単回転電力形可変抵抗器
評価水準 E

Potentiometers for use in electronic equipment—
Part 4 : Blank detail specification : Single-turn rotary power
potentiometers Assessment level E

序文 この規格は、1992年に第1版として発行されたIEC 60393-4-1, Potentiometers for use in electronic equipment—Part 4 : Blank detail specification : Single-turn rotary power potentiometers Assessment level Eを元に、規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格であるが、技術的内容については、製品の現状に即して変更している。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格にはない事項である。また、IEC規格番号は、1997年1月1日から実施のIEC規格新番号体系によるものであり、これより前に発行された規格についても、規格番号に60000を加えた番号に切り替えた。これは、番号だけの切替えであり、内容は同一である。

ブランク個別規格 この規格は、品種別通則(JIS C 5260-4)の補足規格で、個別規格の様式、配列及び最小限必要な要求事項を規定したものである。これらの要求事項を満足しない個別規格は、日本工業規格に基づいていないものとみなす。

個別規格を作成する場合には、JIS C 5260-4の1.4(個別規格に規定する事項)の内容を考慮に入れる。

個別規格の最初のページとなるこの規格の次の表の括弧の数字は、指定の位置に記入する次の事項と対応する。

個別規格の識別

- (1) 個別規格を管理する国内標準化機関又は国際電気標準会議(IEC : International electrotechnical commission)の名称。
- (2) 個別規格の日本工業規格番号、発効年及び国内制度で要求される事項、又はIEC規格の番号、版及び発行年。
- (3) 品目別通則の日本工業規格の名称、番号及び発効年、又はIEC規格の番号、版及び発行年。
- (4) ブランク個別規格の日本工業規格番号又はIEC規格番号。

可変抵抗器の識別

- (5) 可変抵抗器の品種についての要約説明。
- (6) 代表的な構造の説明(適用する場合)。例えば、巻線、単回転形。
備考 可変抵抗器がプリント配線板用に設計されていない場合には、個別規格のこの欄にそのことを明記する。
- (7) 互換性の上で重要な主要寸法を記載した外形図、及び/又は外形に関する国内又は国際規格の引用。この図は、個別規格の附属書としてもよい。
- (8) 適用範囲又は適用グループの範囲、及び/又は評価水準。
備考 個別規格に適用する評価水準は、JIS C 5260-4の3.3.3(評価水準)から選択する。このブランク個別規格の試験の群構成と同じであれば、個別規格に複数の評価水準を規定してもよい。
- (9) 異なる品種の可変抵抗器について、対比できる重要な特性に関する参照データ。